

(仮称) 大磯町自治基本条例策定委員会設置要綱

平成 21 年 10 月 6 日

大磯町告示第 153 号

(設置)

第 1 条 この要綱は、町民との協働により (仮称) 大磯町自治基本条例 (以下「条例」という。) の策定に向けた検討を行うため、(仮称) 大磯町自治基本条例策定委員会 (以下「委員会」という。) を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 条例策定の意義、目的、盛り込む事項等の調査、研究に関すること。

(2) その他策定に関し必要な事項に関すること。

2 委員会は、前項に定める事項を遂行するに当たって、条例の策定に係る調査、検討を行う町民主体としたワークショップ及び庁内で組織する (仮称) 大磯町自治基本条例策定研究会での意見を聴くことができる。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 16 名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 町民 (一般公募)

(3) 大磯町区長連絡協議会

(4) 大磯町商工会

(5) 大磯町観光協会

(6) 湘南農業協同組合

(7) 大磯町内の企業

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(提言)

第 7 条 委員会は、条例の策定に向けた検討結果及び条例規定事項をまとめ、町長へ提言

するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、条例策定の所管課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 この告示は、条例が公布された日限り、その効力を失う。